

令和6年2月2日

## 適応外・禁忌医薬品等評価委員会で承認された治療法

当院の適応外・禁忌医薬品等評価委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### 記

実施内容	麻酔補助としてのペンタゾシン（注射剤）の投与
実施責任者	愛知県医療療育総合センター中央病院 病院長 新美 教弘
対象者	当院で全身麻酔の手術を受ける患者で、医師がペンタゾシンによる鎮痛を必要と判断した患者
承認日	2024.1.25
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<b>【目的・意義】</b> 全身麻酔では、鎮静や鎮痛の作用をもつ薬剤について、各々の特徴を考慮し組み合わせて使用します。ペンタゾシン注射剤は、癌性疼痛の鎮痛及び麻酔前投薬、術中の麻酔補助として日本では1970年に発売され、広く臨床で使用されている、高度な疼痛に対しても強力な鎮痛効果が認められた非麻薬性鎮痛薬です。添付文書には小児に対する安全性は確立していないとの記載がありますが、日本麻酔科学会が発行する麻酔薬および麻酔関連薬使用ガイドライン第3版において、1~12歳の小児では皮下注あるいは筋注で1回1mg/kg、静注で1回0.5mg/kgを投与する方法が、麻酔前投薬、術中麻酔補助、術後鎮痛においても紹介されており、当院でもこのガイドラインに沿った使用を実施いたします。1歳以下の乳幼児にも広く臨床で用いられている方法と考えられ、1歳以下の乳幼児に対しては、術中は厳重な呼吸循環管理の下、術後は特別に強化したモニタリングを行うことを前提に使用いたします。
お問い合わせ先	愛知県医療療育総合センター中央病院 企画事業課 代表 0568-88-0811(内線 5231)